

●香川県告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第4条第2項の規定に基づき、平成24年10月5日指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年10月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県青年センター	香川県連合青年会 高松市国分寺町国分1009番地	平成24年12月1日から 平成28年3月31日まで